

【自然災害時等緊急体制時の宍道みずうみ学園の対応】

1. 基準等

(1) 風水害発生時

① 松江市が「警戒レベル4避難指示」を発令した場合

(ただし気象庁が発表する「警戒レベル4相当」ではない。)

- ・ その地域を校区とする市立学校は休業

② 気象庁が警戒レベル4相当、警戒レベル3相当を発表した場合

《宍道みずうみ学園小中学校の判断》

【判断時間】 6:00までに決定、6:30までに周知

【周知方法】 tetoru、学校ホームページ

【判断指標】

- ・ 気象予報からは回復の見込みがない、また同じ状況が続く見込みの場合
- ・ 大雨、豪雨等で通学路が危険な状態・環境にあり、安全に登校させることが難しい場合
- ・ 氾濫(のおそれ)がある川の情報や、がけ崩れ(のおそれ)の情報がある場合
- ・ 判断基準時以降に天候急変し、児童生徒の登校に支障があると思われる場合

【判断基準時以降】

- ・ 天候の急変等により、児童生徒の登校に支障があると思われる場合等には、登校させるかどうかは、最終的には保護者判断

③ 登校後、天候の急変により児童生徒のみの下校が困難と考えられる場合

- ・ 原則保護者引き渡し(tetoru 配信後、保護者に迎えを依頼)

(2) 地震発生時

松江市で「震度5弱」以上の地震が発生した場合は休業

【地震発生時刻(状況)別の対応】

①下校後～午前0時の間に発生⇒ 翌日を臨時休業

②午前0時～始業前までに発生⇒ 当日を臨時休業

③登校後に発生⇒ 直ちに教育活動を中止

保護者引き渡し(tetoru 配信後、保護者に迎えを依頼)

※登校中、下校中に発生した場合、学校が近ければ児童生徒は学校へ避難

児童生徒の所在について、家庭と連絡を取り合い、確認

※学校再開については、校舎及び通学路の安全の確認後 tetoru 等で周知

2. 休業等を決定した場合の情報伝達について

(1) tetoru により配信

(2) 各校ホームページに掲載

3. その他

- ・ 休業の場合は公設児童クラブも閉所